

第 162 回練馬区緑化委員会 会議の記録

環境部みどり推進課

- 1 日 時 令和 2 年 3 月 18 日（水）午前 9 時 30 分～
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 7 階 第一委員会室
- 3 出席者 会 長：金子忠一
副会長：横田樹広
委 員：藤崎健一郎 井之口喜實夫 小川けいこ
西野こういち のむら説 倉田れいか
やない克子 植松正一 西貝嘉隆
中野弘明 中山幸治 富岡康雄
新堀桂三 谷口光男 木内幹雄
中村壽宏 佐々木尚貴
理事者：都市農業課長 環境課長 都市計画課長
開発調整課長 道路公園課長
事務局：環境部長 みどり推進課長 みどり事業係長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 0 名（傍聴人定員 10 名）
- 6 次 第 1 開会
2 審議
(1) 保護樹林の一部指定解除について
(諮問第 205 号)
(2) 保護樹林制度の見直しについて
(意見)
3 検討
みどりの実態調査について
4 報告
(1) 保護樹木の新規指定について
(2) 保護樹木の指定解除について
5 その他
6 閉会
- 7 会議内容

みどり推進課長 本日の委員の出席数は 17 人です。委員の過半数の出席
がありますので、緑化委員会として成立しています。

会 長 ただいまから第 162 回緑化委員会を開会します。
 本日は、審議事項 2 件、検討および報告事項 3 件を予定しています。
 それでは、事務局から資料の確認をお願いします。

みどり推進課長 （資料確認）

会 長 それでは、次第に沿いまして審議に入ります。初めに、
 諮問第 205 号「保護樹林の一部指定解除について」を事務局より説明をお願いします。

みどり推進課長 （資料 1 説明）

会 長 諮問第 205 号「保護樹林の一部指定解除について」は、
 議案どおり、承認するということよろしいでしょうか。

 （異議なしの声）

 やむなしということで、そのとおりとします。
 続きまして、2 番目の「保護樹林制度の見直し」についてです。
 本件は、当委員会でこれまで 2 回、皆様のご意見を伺ってきました。それも含めて事務局で検討してもらい、このたび資料 2 として、「意見書（案）」としてまとめましたので、今回お諮りします。
 資料 2 について、事務局から説明をお願いします。

みどり推進課長 （資料 2 説明）

会 長 ただいま事務局から意見書（案）として、2 つの要点に
 まとめた説明がありました。ご意見等はございますか。

A 委員 これは私から提案したものなので、今回このような形で
 まとめていただいたことを評価いたします。
 余談ですが、J A あおばの新年会に出たときに、保護樹林や保護樹木制度について、こういうふうにしたい、
 そういう方向にしたいと話をしてしましたら、初めてお会い

した方が、私のところに来て、いきなり握手をされて、「いやー、助かったよ」と言われました。やっぱり所有者の方はそれだけプレッシャーだったのかと思いました。保護樹林の解除もしやすいかわりに、逆に保護樹林に指定するときも受けやすいという、使いやすい制度のほうが、お互いさまの中でいい制度になるのではと要望いたしました。

また、保護樹林や保護樹木に色気のない看板が今まで付いていたと思いますが、それを、例えばねり丸のデザインだとか、何かつけると、区民の方もわかりやすいので、そういう形の看板をつくってほしいと言ったのですが、その後どうなりましたか。

みどり推進課長 2点目の看板についてですが、今、改めて認識しました。区民の方にも親しんでいただくという視点では、その方向で工夫できればと思いますので、引き続き、検討いたします。

都市農業課長 平成26年度の条例改正当時みどり推進課長だったので参考までに発言します。

当時、看板は少し大き目なもので作り替え、取り替えを始めていました。ただ、一斉に取り替えるのは厳しくて、古くなったものから、少しずつ取り替えを進めています。

A委員 たしか都市農業課長がみどり推進課長のときにお問い合わせしたように私も記憶しています。順次でいいのですが、緑はある程度お金をかけても急いでやったほうがいいと思います。それだけ緑を大切にしているという、練馬区として方向性を出すことになると思います。

みどり推進課長 新規のものはそういう形のデザインのものを取り付けます。更新のほうは、今、話にもありましたが、まだ手が回ってないところもありますので、先ほど申し上げたように、検討してまいります。

会 長 それでは、皆さんご了解いただいたようですので、緑化委員会として、意見書を提出し、区に必要な対応を図

るように要請していきたいと思います。

また、保護樹林等の指定申請の普及につながるようなことも、今後検討していただけたらと思います。

以上で審議事項は終了しました。

続きまして、次第の3の検討事項に入ります。

みどりの実態調査について、事務局より説明をお願いします。

みどり推進課長 それでは、私からみどりの実態調査について、説明をいたします。

前回、緑化委員会において、緑視率について、事務局の案を提出しました。その際、委員の皆様、また、会長、副会長からもさまざまなご意見、ご助言等多々賜りました。そのご意見を踏まえて改めて検討したものです。

まず、前回の開催から少々時間も経過していますので、本日追加で資料3-1をお配りしています。

(資料3-1説明)

会 長 みどりの実態調査全体で、新たに加えました緑視率の考え方も含めて、事務局で検討してもらいました。

何かご質問、ご意見等がありますか。

B 委員 以前いろんな意見が出てきて、それを整理し、こういう形で、重点施策ごとにそれぞれ調査の内容、目標を定めているというのはいいと思います。

具体的にもう少し知りたいのは、いわゆる緑視率と満足との関係性について、PDCAサイクルとか、属性とかいろんな形で書いてありますが、もう少し具体的にどの程度まで考えているのかを教えてください。

みどり推進課長 それぞれの事業とか、施策の効果をしっかり検証し、改めて位置付けをし直したという点で、PDCAサイクルでしっかり改善すべきは改善して効果を高めるために活用することです。

それから、今回新たに意識調査を組入れたのは、緑被の状況に対する意識を把握したいと考えており、その結果を中間の見直しの検討材料にしたいというのが1つで

す。

2つ目は、総合計画の中で30年後の目標として、満足度80%を目指しています。それを目指すための5つの柱の一つが、緑視率25%を超える地点を増やしますというものです。区は計画に沿って、満足度を高めるためにさまざまな取り組みをしていきますが、すべての地点の緑視率が25%を超えるというのは実際には困難です。なぜなら、緑視率は調査地点の依存性が高い指標だからです。もともと低いところも多くありますから、各地点で現状より緑視率を上げていくことを目指しています。

すべての地点で25%を目標として捉えているのではなくて、その施策を緑視率を高めるために、効果的になるために、活用するために使っていくという意味でこういう内容にしました。

B 委員

例えば意識調査の分析の中で、満足度というのは結構抽象的なので、いろいろな調査項目、内容も含めて、どういう分析をしていくのか、方向性としてどうなのかということをお伺いします。

みどり推進課長

意識調査の設問の設定については、こういう形でやりたいという具体は、改めてお示しします。代表的な景観等の例えば緑の量の状況を今回あわせて調査をしていくという説明を先ほどしましたが、実際に、例えば住宅地だった場合、緑化の取り組みで緑化が進んでいるところとそうでないところで調査した時に、きちんと緑化しているところが区民の方の満足度が非常に高く出るのか、低く出るのか、そこが相関しているのであれば、その相関の割合がどうかわかるようにまず調査しまして、次の施策を考えるために使いたいと考えています。

B 委員

設問などはこれからなのですね。どういうふうな相関関係があるか、分析していくとか、何をどういうふうに聞いていくのかは、まだ決まってないのだと思いますので、ここをしっかりと話し合っただけで有効的な内容で進めていかないと、緑視で、また、満足度でという形でやったときに、上手く噛んでないとか、満足度とあまり一致していない

とかがないようにしてほしいと思います。

それと、それぞれの特徴的な景観における緑視の量・割合の特徴、質というところですが、量というのは分かるし、割合の特徴というのは何となく分かるのですが、質という部分はどういうことを捉えているのですか。

みどり推進課長　ここでイメージしているのは、その緑がもともとある樹林地のような緑で構成されている緑なのか、または、例えば区の働きかけや区民の活動などの緑化の取り組みによって、緑の量がたくさん確保されているのかという部分を、量だけでなく、そういう意味での質という捉え方を考えています。

B委員　　いわゆるバックボーンがあるもの、その要因のところを質と捉えているということですね。

みどり推進課長　今の段階では、そういう方向で考えています。

B委員　　緑視の量と割合と質というところも、次の満足度との話につながってくるので、この分析の中身もしっかりしていかないと、結局はその満足度のところにつながっていないと思います。今回、調査項目案としてまだ漠然と出しているところが非常にあり、これからまだまだ煮詰めなくてはいけないと思いますので、きちんとわかりやすく、煮詰めていただくことを要望します。

会　長　　ほかにいかがですか。

C委員　　実態調査は大変重要だと思いますが、そこに留まってしまわないで、これからは、緑視率なり、緑をどうやって増やしていくかという具体的な提案が必要だと思います。今回調査して、現在の緑視率が何%でした、何%にするというだけを言っても、あまり実態的な意味がないと思います。今回調査した箇所について、それぞれの場所についてできることはどんなことができるか、もし、木を植える余地があるならば、あるいは緑を増やす余地があるならば、どうできるかとか、配置的に緑視率を増やすような位置関係をどう計画していけばいいかとか。委員

会が毎回実態調査ばかり検討するよりも、今後、いかに新しいプランを練っていくかを議論できればと思いました。

それから、実態調査でいろいろな数値を出すのも大事ですが、数字に出てこないことのほうがむしろ大事な気がします。緑化協力員の方々から、例えば各ブロックでどんな課題があるかとか、数字にはできないような問題、あるいは各ブロックの中の公共用地などでもっと緑化ができそうな場所があるとか、民有地のほっておかれている場所で例えばコミュニティガーデンなどができる余地があるとか、そういった場所を抽出したりするなど、具体的に行動が目標につながるような調査をしてほしいと思います。

みどり推進課長 実態調査ばかりしているということではありません。今回は次回の調査を控えていますので、大きく見直しを図るため、さまざまなご意見をいただいています。ご意見を参考にして、詰めていきたいと思います。

今回調査をする中で、具体的にどこで何ができるか、ここではどういった取り組みがいいのか、ということがある程度方向づけができる形で設問を工夫して、次の施策のやり方を考える材料とするため、この調査をやりたいと考えています。

もう1点、さまざまな活動や具体的な取り組みのところは、さまざまな形でご意見をいただきながら、しっかり進めていきます

C 委員 実態調査は非常に大事なことなので、それを否定するわけではなくて、それに加えて、今後、どうするかについて議論する場がもっとあるといいと思い、発言しました。

会 長 ほかにいかがですか。

D 委員 資料3-1の質の問題についてです。資料3-1の6番に、緑視率は人に近い緑の質をできるだけ定量的にはかる一つ的手段として理解し、その地域の代表的な景観を評価するとありますが、その地域の代表的な景観を評価やその中の緑の量、割合を把握することを質と理解して

よろしいですか。

それから、質ということは、それぞれの地域の代表的な景観というものを一つ設定しなくてはならないと思います。前回、総合グラウンドにイチョウがあり、そこの並木はきれいだと言っていました。こんな風に、それぞれの特徴を決めていかないといけません。決めてしまえば、主体が、目的は、こうだからということで、質という言葉が出てくると思います。

そうだとすれば、地域の代表的な景観というのは、既存のものを言うのか、改めて、例えば観光資源なら、目的とするものをつくるのか、これを決めていかないと思います。そうでないと質という言葉は出てこない。何をして、何にするから、それに対しての質だと思います。前回も質という言葉が出てきていますが、私は適当ではないと思います。

例えば、昔はケヤキの素材は腐らないので、船をつくるにはケヤキはいい質でした。そうすると、垣根をつくるには何がいいのか。暖かくなるので、ナラ、マキがいいわけです。そういうように目的がはっきりしないと、質という言葉は使えないと思います。

別紙 1 の資料で、みどりを育むムーブメントの輪を広げるとありますが、私たちは、近くの公園、練馬駅から豊島園から広徳寺の辺りを紅しだれ桜の里の中心核しようとしています。100本の紅シダレザクラを植えました。しかし、公園に植えようすると、区の土地には一切私たちには手を出すことができない。これでは協働になっていない。私たちはどう関わっていけばいいのかということになります。その点についてご検討いただければと思います。

みどり推進課長 最初の件ですが、1つは、緑視率が何%といったときに、そのうちの大部分が地域の方の取り組みでできているものなのか。同じ緑の量だけれど、もともとあった屋敷林として緑を構成しているのか。緑を頑張っつけてきたものなのかを質として捉えて、分析していきたいと思います。

もう一つ特徴的なポイント、景観については、具体的な調査ポイントについてきちんと詰めたときに、改めて

お示します。

道路公園課長 練馬の区立公園等々における桜の植樹のことだと思えますが、公園をつくる際に、ある程度、まず全体像を決めた中で、緑化、植栽の配置、遊具などの配置等々も検討しています。どういう形で新たに植樹ができるのかも、今後、検討していければと考えています。

D委員 何か一つの目的など中心核がないと、全体の配置は出てこないのではないのでしょうか。

道路公園課長 こうした植栽とか、こうした遊具とか、こうした施設を配置しようという計画を基本的に立てて公園をつくっています。そこに新たに、例えば植樹をすることになると、その公園の中のどこに植樹ができるかも改めて検討していきたいと考えています。

D委員 それは旧来の考え方ではないですか。今回、こういう計画を立てているので、旧来の感覚を脱皮して、目的、個性、特性に合わせた新しいものをつくっていかないと、意味がありません。旧来のものが上にあって、全てその下に従うのでは意味がないと思います。

環境部長 D委員が本当に熱心に、地域でシダレザクラの普及活動をしていることは、十分承知しています。なかなか区立公園に植樹ができないとか、もっと新しい考えで変えてほしいというD委員のご意見も承りました。今、ここで結論を出すのは難しいですが、練馬のみどりを守り、更に増やしていくためには、行政だけの取り組みだけではだめで、区民の皆さんと一緒にやるということで、みどりの総合計画をつくりました。今後、また、さまざまなご意見をいただきながら、検討していきたいと思えます。また、会の活動は皆さんの発意によるものなので、引き続き頑張っ活動していただければと思います。その上で、行政としても一緒に協力できる部分があれば、いろいろ相談したいと思えます。

D委員 新聞、ニュースによると、今度、としまえんが東京都へ

売却することになりました。それを踏まえて、私たちは石神井川からとしまえん辺りに、ベニシダレザクラを既に過去何年かの間に 20 本植えさせてもらいました。区からも苗木をいただいております。

としまえんは、都へ売却しても、所在地は練馬区にあり、ベニシダレザクラを植えようという、いわゆるゴールドトラリアングルの一角に位置しています。石神井川の脇には、としまえんの道路から河川敷が約 400 メートルあります。そのほかも含めて、どんどん植えてほしいです。これは練馬区の管轄ではないので、都へ言いに行きました。都では、はっきりとは言いませんでしたが、できるだけ応援しますと答えてもらいました。としまえんも、特色ある、紅しだれ桜の里にしたいと思います。

会 長 ほかに何かありますか。

副会長 一点目は、先ほどの質の話は、やはり構成のように、量的に捉えられるような質もありますが、一方で、心理的な側面も非常に多々ありますので、質という言葉だけにこだわるのは先の長い話になってしまいます。

構成のような客観的に把握ができるものと心理的な把握が必要なものを分けて議論したほうがいいと思います。緑視率は特に構成に関しては非常に客観的に把握ができますので、そういう活用の仕方から考えるといいと思います。

二点目は、みどりの実態調査の役割が非常に重要と思います。やはり、みどりが都市計画的にそれぞれの地域地区の課題解決のために、どういうふうに活用される可能性があるか、活用できているかの検証と、これからの方向性を示すことも非常に重要と思います。みどり施策だけの検証ではなくて、都市計画課題の検証でもあるので、地域地区をどう捉えていくかが、区民アンケートとの整合性を高めると思います。区民アンケートはやはり都市計画課題のアンケートでもあると思います。地域地区割とこのみどりの実態調査の地域地区割がうまく整合性を持って実施することも大事かと思えます。まだ地点選定などはこれからの話と思えますし、アンケート調査もこれからの話と思えます。重要施策と合わせて、面的にどの点

を継続的に押さえる必要があるかも合わせて検討していければと思います。

みどり推進課長 これから、そういう方向で具体的などころを整理していき、改めてお示ししたいと思います。

会 長 まず、みどりの実態調査の基本的な考え方については、了解ということによろしいですか。今後、区でフォローアップ調査とか、みどりの活動への参加と満足度に関する意識調査で、アンケート等の設定項目、または緑視率の調査時点など、具体的な内容を検討すると思いますが、今日の意見も含めて検討してください。

また、調査については、調査が目的ではなくて、どう緑化を推進していくか、保全していくかを、都市づくり全体の中でも考えていくことが本来の目的ですので、そういうことも含めて、今後、具体的な内容を詰めていくということによろしいですか。

その中で、今後、どう緑化を推進していくか、保全をしていくかも合わせて、検討をお願いします。

それでは、以上で本件につきましては終了したいと思います。

それでは、報告事項になります。

まず初めに、保護樹木の新規指定についての説明をお願いします。

みどり事業係長 （資料 4 説明）

会 長 つづけて、保護樹木の指定解除についての説明をお願いします。

みどり事業係長 （資料 5 説明）

会 長 ご質問、ご意見等がありますか。

D 委員 ただいまのご報告によると、指定と解除からというと、保護樹木は私有地で減っていくということですね。

みどり推進課長 確かに全体で長期的な傾向で見れば、やはり減少の傾

向にあるのは否めませんが、ここ数年で見ると、新しく指定もしていますので、増えたり減ったり、横ばいであると認識しています。

D 委員 今後 20 年、30 年を展望しているのですから、今後、減っていくことに対しては、対個人、私有地だから、対策を立てようがないのでしょうか、それを補完することが必要と思います。

みどり推進課長 民有地の樹木の保護は、基本的に個人の財産が基本になります。区としても、比較的大規模でほんとうに重要なところは、計画的に都市計画をかけて公有地化をして、緑地として保全をしていく取り組みをしています。保護樹林・保護樹木の制度も、平成 26 年にかなり見直しをして、使いやすくなり、なるべく負担が減るような取り組みをしているところです。

ただ、やはりどうしても所有者の方の状況によっては、相続等が発生したときに、一定程度開発などして納税をする状況があるのは現実です。完全に抑えることは難しいですが、できる限り維持していけるような、使いやすい支援や、区としても必要なものは公有地化をしていきます。これからもそういう姿勢で取り組んでいきます。

都市計画課長 開発等により保護樹林等樹木を伐採する事例がありますが、住宅等の建築、道路整備等を行うためにやむを得ない部分があります。緑を保全、創出のため、一つの方策として、開発の時に、緑化の義務づけを条例等で行っています。

保護樹林等をそのまま移設が可能か、事業者と協議することがありますが、樹齢が長く、樹木が老朽化していたりすると、代替措置として、新しい緑に変えて整備していくことで、一定程度の緑地を確保しています。

会 長 ほかによろしいですか。

副会長 報告事項になりましたので、全体の量的な推移にあわせて、空間的というか、地域に応じた推移の違いが生じた場合にどういう把握ができるかを考えて、報告をして

ほしいと思います。全ての地域地区の変動を見ていると大変と思いますが、何か地域的な違いが生じたときや、特徴的な傾向が生じたときの把握の仕方を検討してほしいと思います。

会 長 今日、審議事項で保護樹林制度の見直しがありました。意見書にあるように、保護樹木・保護樹林とも、今後、報告事項になると思います。事前申請の中で、助言指導、残せないのかの相談もありますし、やむを得ない場合には、その後の土地利用においても、緑化にご協力できないかという指導もすると思います。その辺については、意見書にあるように、制度が効果的に運用されるように検討をしてください。

みどり推進課長 次回の開催予定ですが、これから4月を迎えて、各団
体で役員の方や幹部職員の異動等もありますので、4月に入りましてから、改めてスケジュールの調整をご連絡いたします。

会 長 それでは、以上をもちまして、第162回緑化委員会を閉会といたします。

— 了 —